36　前項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項の規定により経過的長期経理が設けられる場合における連合会の行う事業の財務について第八十五条第二項において準用する第十三条の規定を適用する場合においては、同条中「及び退職等年金経理」とあるのは、「、退職等年金経理及び経過的長期経理」とする。

37　附則第三十五項の規定により適用するものとされた第八十五条第二項において準用する第二十二条の規定により事業計画を作成するときは、同項において準用する第二十三条各号に掲げる事項のほか、経過的長期給付に係る前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画を明らかにしなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第百十八条及び第百十八条の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（事業報告書及び決算事業報告書に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）第百十八条の規定は、平成二十七年四月以後の毎月末日現在の事業報告書の作成について適用し、同年三月末日現在の事業報告書の作成については、なお従前の例による。

2　新規則第百十八条の二の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度の毎事業年度末日現在の決算事業報告書の作成について適用し、平成二十七年四月一日前に開始する事業年度の末日現在の決算事業報告書の作成については、なお従前の例による。

（経理単位に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際、この省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「旧規則」という。）第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する第六条第一項第二号に規定する連合会（新規則第二条に規定する連合会をいう。以下同じ。）の長期経理の資産及び負債は、新規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する第六条第一項第二号に規定する厚生年金保険経理又は新規則附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた新規則附則第三十四項に規定する連合会の経過的長期経理に帰属するものとする。

（厚生年金保険給付積立金の当初額）

第四条　旧規則第八十五条の二の四に規定する長期給付積立金のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十七条第一項の規定により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において新規則第八十五条の二の四に規定する厚生年金保険給付積立金として整理されたものとみなす。

（経過的長期給付積立金の当初額）

第五条　旧規則第八十五条の二の四に規定する長期給付積立金のうち平成二十四年一元化法附則第四十九条の四の規定により国の組合の経過的長期給付積立金とみなされた額に相当するものは、施行日において新規則附則第三十五項の規定により読み替えて適用するものとされた新規則第八十五条の二の四第二項において読み替えられた同条第一項に規定する経過的長期給付積立金として整理されたものとみなす。

（連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における事業計画及び予算に関する経過措置）

第六条　連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第三項及び附則第三十七項の規定の適用については、同条第三項第一号中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「当該事業年度の推計及び」と、同項第二号中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」と、新規則附則第三十七項中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「当該事業年度の推計及び」とする。

2　連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第二項の規定により準用する新規則第二十四条の規定の適用については、同条第三項中「前前事業年度」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理（附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項に規定する経過的長期経理をいう。以下この条において同じ。）以外の経理単位については前々事業年度」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については当該事業年度における推計を、それぞれ」と、同条第四項中「前前事業年度末日」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理以外の経理単位については前々事業年度末日」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については当該事業年度末日における推計を、それぞれ」とする。

（連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における事業計画及び予算に関する経過措置）

第七条　連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第三項及び附則第三十七項の規定の適用については、これらの規定中「前々事業年度の実績並びに前事業年度」とあるのは、「前事業年度」とする。

2　連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第二項の規定により準用する新規則第二十四条の規定の適用については、同条第三項中「前前事業年度」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理（附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項に規定する経過的長期経理をいう。以下この条において同じ。）以外の経理単位については前々事業年度」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については前事業年度及び当該事業年度における推計を、それぞれ」と、同条第四項中「前前事業年度末日」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理以外の経理単位については前々事業年度末日」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については前事業年度末日及び当該事業年度末日における推計を、それぞれ」とする。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号の次に一号を加える改正規定を削る。

附則第一条中「国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び」を削る。

附則第四条中「権利及び義務」を「資産及び負債」に、「退職等年金給付業務経理が承継する」を「業務経理に帰属するものとする」に改める。

○財務省令第十九号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「事業費支出状況調」を「事業実施状況等調書」に改める。

第二十九条第一項第二号中「事業費支出状況調」を「別紙第十四号書式の事業実施状況等調書」に改め、同項第三号を削る。